

平成27年8月3日

## 確認検査手数料一部改訂について

お客様へ

平素は、弊社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

かねてより、お知らせしておりましたとおり、弊社では、検査にかかる手数料、建築基準法第6条の3第1項ただし書きにかかる構造審査の手数料について、平成27年8月3日

確認申請本受付物件よりいただくこととなりました。

時節柄、大変恐縮ですが、よろしく申し上げます。

株式会社 オーネックス

代表取締役 稲垣 雄一